

農政連絡員設置要綱

(目的)

第1条 地域の実情に即した農業施策を、総合的、計画的に遂行するため各農会に農政連絡員を設置する。

(農政連絡員)

第2条 農政連絡員は各農会長とする。

(任期)

第3条 農政連絡員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任は妨げないものとする

(農政連絡員の業務)

第4条 農政連絡員の業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市と農家との連絡に関する事。
- (2) 農家からの意見・要望のとりまとめに関する事。
- (3) 転作事業遂行上必要な協力に関する事。
- (4) その他、市長が必要と認めた事項に関する事。

(報償費の支払い)

第5条 農政連絡員に対する報償費の支払いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般割として支払う金額は年額単位とし、予算の範囲内で別に定め、業務に従事した場合に支払うものとする。ただし、年の途中で農政連絡員に異動があった場合は、在任した月数により按分して報償費を支払うものとし、月の途中で農政連絡員に異動があった場合は、当該月の在任日数の多い者に支払うものとする。
- (2) 転作割として支払う金額は年額とし、予算の範囲内で別に定め、転作を実施しその業務に従事した場合に支払うものとする。ただし、転作実施期間中に農政連絡員に異動があった場合は、従事した日数により按分して支払うものとする。
- (3) 報償費は毎年度末に支払うものとする。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。